

(4) 人権の尊重

①人権方針の策定

本資産運用会社は、本投資法人の資産運用会社として、中長期的な収益の維持・向上及び運用資産の規模と価値の成長を実現することで、投資主価値を最大化していくことを目指すとともに、「お客さまの社会活動の基盤となる商品・サービスを提供することにより、永く『安心と信頼に満ちた社会』の実現に貢献する」というヒューリックグループの企業理念を共有しています。本資産運用会社は、ヒューリックグループの一員として、この企業理念の実現に向けて、本資産運用会社の全役職員及び自らの事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重する責任を果たすために、「人権方針」を策定し、その取組みを推進しています。

人権方針

1. 差別の禁止

信条、宗教、年齢、性別、性的指向、人種、国籍、出身、心身の障がいなどによる差別を一切禁止します。

2. ハラスメント行為の禁止

セクシャルハラスメントやパワーハラスメントといった相手の人格や尊厳を侵害する言動により精神的苦痛を与える行為を一切禁止します。

3. 児童労働の禁止

児童労働を認めず、一切の児童労働を禁止します。

4. 強制労働の禁止

暴行や脅迫などによって労働者を強制的に労働させることを禁止します。

5. 結社の自由に対する権利及び団体交渉権への尊重

国際労働基準に則り、結社の自由に対する権利及び団体交渉権を尊重します。

6. 過度の労働時間の削減

「36協定」等の労使協定や各国・地域の法令の遵守を徹底することに加え、時間外勤務の削減及び過重労働の抑制を基本的な方針とします。

7. 労働者の健康と安全の確保

労働基準法をはじめとする各国・地域の法令に従い、労働者が健康かつ安全に働ける職場づくりに努めます。

8. 最低賃金を超える賃金の支払い

最低賃金法ほか、各種現地法令に定められる最低賃金を上回る賃金の支払いを行います。